

■引き上げ分の地方消費税収(社会保障財源化分)の用途について

□令和5年度決算における地方消費税交付金 1,103,219千円
 うち社会保障財源化分 684,064千円

平成26年4月1日より消費税率が5%から8%へ、令和元年10月1日より8%から10%に引き上げられたことに伴う地方消費税交付金の増収分については、その用途を明確化し、社会保障4経費(制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する経費)その他社会保障施策に要する経費に充てることとされています。

本市の令和5年度決算における社会保障4経費への充当額は以下のとおりです。

□社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費

(単位:千円)

区 分		令和5年度 決算額	財源内訳					
			特定財源			一般財源		
			国府支出金	市債	その他		引き上げ分の 地方消費税	
社会福祉	社会福祉費	老人福祉対策費	1,778			592	1,186	301
		障害者医療費	130,123	66,107			64,016	16,256
		地域生活支援事業費	52,573	25,864			26,709	6,782
		障害者福祉対策費	38,577	29,143			9,434	2,396
		障害者総合支援法事業費	1,480,343	1,147,368			332,975	84,554
		生活困窮者自立支援事業費	18,827	1,525			17,302	4,394
	児童福祉費	児童福祉総務費	1,085,313	747,255		627	337,431	85,686
		母子福祉対策費	44,276	26,141			18,135	4,605
		子ども福祉対策費	149,596	29,684		60,733	59,179	15,028
生活保護費	生活保護費	976,868	757,954		11,942	206,972	52,557	
保健衛生	保健衛生費	予防費	3,534	2,634			900	229
		母子事業費	1,054	941		90	23	6
社会保険	国民健康保険費	国民健康保険費	446,564	324,626			121,938	30,964
	社会福祉費	介護保険費	698,622	61,383			637,239	161,818
	社会福祉費	後期高齢者医療費	1,008,999	148,590			860,409	218,488
合 計		6,137,047	3,369,215	0	73,984	2,693,848	684,064	